

## 認知機能検査の実施に関する規則

発出年月日：令和4年5月13日

文書番号：沖縄県公安委員会規則第11号

公表範囲：全文

(趣旨)

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の規定に基づいて沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施日時等)

**第2条** 公安委員会は、検査の実施日時及び実施場所の設定に当たっては、適切な日時及び場所を設定し、検査を受ける者の利便性の確保に配慮するものとする。

(検査の申請)

**第3条** 検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書（様式第1号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請書が提出されたときは、検査に関する通知書及び法第92条第1項に規定する免許証（この条において「免許証等」という。）により受検者であることを確認するものとする。ただし、受検者が特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。）であるときその他免許証等により受検者であることを確認することができないときは、免許証等以外の本人確認書類により受検者であることを確認するものとする。

(検査の実施要領)

**第4条** 検査は、別に定める検査の実施要領により実施するものとする。

(検査員)

**第5条** 検査は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者であって21歳以上のものが行うものとする。

- (1) 公安委員会が実施する検査 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了した者
- (2) 法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部の委託を受けた法人（以下「検査受託法人」という。）が実施する検査 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

2 前項第2号の審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書（様式第2号）を、次項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。

3 公安委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを審査するものとし、該当する者であるときは、申請した者に認知機能検査員審査合格証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(1) 認知症の専門医

(2) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者

(4) 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員の課程を終了した者

（検査の委託）

**第6条** 法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部を委託する場合の府令第31条の4の2に規定する公安委員会が認める法人は、次に掲げる基準を満たす法人とする。

(1) 前条第1項第2号に規定する検査を行う者が、2人以上置かれていること。ただし、公安委員会が、特に必要があると認めるときは、1人とすることができる。

(2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有すること。

(3) 検査の受付及び実施、公安委員会への報告、検査結果の管理その他の検査に関する事務を適正かつ円滑に行うことができる組織及び能力を有すること。

2 前項の場合において、公安委員会は、あらかじめ検査の実施方法その他の事項について具体的な基準を定めるものとする。

（検査結果の報告等）

**第7条** 検査受託法人は、検査を行ったときは、その結果を速やかに認知機能検査実施結果報告書（様式第4号）により公安委員会に報告するものとする。

2 検査受託法人は、検査の結果について検査を受けた者から不服又は苦情の申出があったときは、速やかに次の事項を書面で公安委員会に報告するものとする。

(1) 申し出た者の氏名、連絡先及び検査の実施状況

(2) 不服又は苦情の内容

(3) 検査受託法人の対応の内容

（検査結果の登録）

**第8条** 公安委員会は、検査の結果を運転者管理システム（運転者に関する情報を管理するため、沖縄県警察運転免許センターに設置する電子計算機と警察庁に設置された電子計算機とを電子通信回線で接続した運転者管理システムをいう。）に登録するものとする。

（検査用紙等の保存）

**第9条** 公安委員会は、検査用紙を用いて検査を実施する場合にあっては検査に用いた検査用紙（問題用紙を除き、採点補助用紙を含む。以下この条において「検査済用紙」という。次項の規定により送付された検査済用紙を含む。）を、通信端末機器を用いて検査を行う場合にあっては検査済用紙の記録に相当する電磁的記録を、保存期間が満了するまでの間保存するものとする。

2 検査受託法人は、検査済用紙を公安委員会に送付するものとする。

3 第1項の保存期間は、4年とする。

(警察本部長への委任)

**第10条** この規則及び公安委員会が別に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

様式省略